



9月18日13時30分公表

令和4年9月18日
内閣府（防災担当）

令和4年台風第14号に伴う災害救助法第2条第2項による 災害救助法の適用について【第5報】

1. 災害が発生するおそれの概要

令和4年台風第14号に伴う災害が発生するおそれがあり、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部が設置され、同法により告示された所管区域内の市町村において、災害により被害を受けるおそれが生じていることから、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県は 233 市町村に災害救助法の適用を決定した。

	自治体名	市	町	村	計
1	福岡県	29	29	2	60
<u>2</u>	<u>佐賀県</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>0</u>	<u>20</u>
3	長崎県	13	8	0	21
4	熊本県	14	23	8	45
<u>5</u>	<u>大分県</u>	<u>14</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>18</u>
6	宮崎県	9	14	3	26
7	鹿児島県	19	20	4	43
<u>7県合計</u>		<u>108</u>	<u>107</u>	<u>18</u>	<u>233</u>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等
【福岡県】 北九州市（救助実施市） （きたきゅうしゅうし） 福岡市（救助実施市） （ふくおかし） 大牟田市 （おおむたし） 久留米市 （くるめし）	9月18日	令和4年台風第14号に伴う災害により被害を受けるおそれが生じている。

直方市 (のおがたし)		
飯塚市 (いいつかし)		
田川市 (たがわし)		
柳川市 (やながわし)		
八女市 (やめし)		
筑後市 (ちくごし)		
大川市 (おおかわし)		
行橋市 (ゆくはしし)		
豊前市 (ぶぜんし)		
中間市 (なかまし)		
小郡市 (おごおりし)		
筑紫野市 (ちくしのし)		
春日市 (かすがし)		
大野城市 (おおのじょうし)		
宗像市 (むなかたし)		
太宰府市 (だざいふし)		
古賀市 (こがし)		
福津市 (ふくつし)		
うきは市 (うきはし)		
宮若市 (みやわかし)		
嘉麻市 (かまし)		
朝倉市 (あさくらし)		
みやま市 (みやまし)		
糸島市 (いとしまし)		
那珂川市 (なかがわし)		
糟屋郡宇美町 (かすやぐんうみまち)		

糟屋郡篠栗町 (かすやぐんささぐりまち)		
糟屋郡志免町 (かすやぐんしめまち)		
糟屋郡須恵町 (かすやぐんすえまち)		
糟屋郡新宮町 (かすやぐんしんぐうまち)		
糟屋郡久山町 (かすやぐんひさやままち)		
糟屋郡粕屋町 (かすやぐんかすやまち)		
遠賀郡芦屋町 (おんがぐんあしやまち)		
遠賀郡水巻町 (おんがぐんみずまきまち)		
遠賀郡岡垣町 (おんがぐんおかがきまち)		
遠賀郡遠賀町 (おんがぐんおんがちょう)		
鞍手郡小竹町 (くらてぐんこたけまち)		
鞍手郡鞍手町 (くらてぐんくらてまち)		
嘉穂郡桂川町 (かほぐんけいせんまち)		
朝倉郡筑前町 (あさくらぐんちくぜんまち)		
朝倉郡東峰村 (あさくらぐんとうほうむら)		
三井郡大刀洗町 (みいぐんたちあらいまち)		
三潴郡大木町 (みづまぐんおおきまち)		
八女郡広川町 (やめぐんひろかわまち)		
田川郡香春町 (たがわぐんかわらまち)		
田川郡添田町 (たがわぐんそえだまち)		
田川郡糸田町 (たがわぐんいとだまち)		
田川郡川崎町 (たがわぐんかわさきまち)		
田川郡大任町 (たがわぐんおおとうまち)		
田川郡赤村 (たがわぐんあかむら)		
田川郡福智町 (たがわぐんふくちまち)		
京都郡苅田町 (みやこぐんかんだまち)		

京都郡みやこ町 (みやこぐんみやこまち) 築上郡吉富町 (ちくじょうぐんよしとみまち) 築上郡上毛町 (ちくじょうぐんこうげまち) 築上郡築上町 (ちくじょうぐんちくじょうまち) 【佐賀県】 佐賀市 (さがし) 唐津市 (からつし) 鳥栖市 (とすし) 多久市 (たくし) 伊万里市 (いまりし) 武雄市 (たけおし) 鹿島市 (かしまし) 小城市 (おぎし) 嬉野市 (うれしのし) 神崎市 (かんだきし) 神埼郡吉野ヶ里町 (かんだきぐんよしのがりちょう) 三養基郡基山町 (みやきぐんきやまちょう) 三養基郡上峰町 (みやきぐんかみみねちょう) 三養基郡みやき町 (みやきぐんみやきちょう) 東松浦郡玄海町 (ひがしまつうらぐんげんかいちょう) 西松浦郡有田町 (にしまつうらぐんありたちょう) 杵島郡大町町 (きしまぐんおおまちちょう) 杵島郡江北町 (きしまぐんこうほくまち) 杵島郡白石町 (きしまぐんしろいしちょう) 藤津郡太良町 (ふじつぐんたらちょう)	9月18日	令和4年台風第14号に伴う災害により被害を受けるおそれが生じている。
--	--------------	---

【長崎県】 長崎市 (ながさきし) 佐世保市 (させぼし) 島原市 (しまばらし) 諫早市 (いさはやし) 大村市 (おおむらし) 平戸市 (ひらどし) 松浦市 (まつうらし) 対馬市 (つしまし) 壱岐市 (いきし) 五島市 (ごとうし) 西海市 (さいかいし) 雲仙市 (うんぜんし) 南島原市 (みなみしまばらし) 西彼杵郡長与町 (にしそのぎぐんながよちょう) 西彼杵郡時津町 (にしそのぎぐんとぎつちょう) 東彼杵郡東彼杵町 (ひがしそのぎぐんひがしそのぎちょう) 東彼杵郡川棚町 (ひがしそのぎぐんかわたなちょう) 東彼杵郡波佐見町 (ひがしそのぎぐんはさみちょう) 北松浦郡小値賀町 (きたまつうらぐんおぢかちょう) 北松浦郡佐々町 (きたまつうらぐんさざちょう) 南松浦郡新上五島町 (みなみまつうらぐんしんかみごとうちょう)	9 月 18 日	令和 4 年台風第 14 号に伴う災害により被害を受けるおそれが生じている。
【熊本県】 熊本市（救助実施市） (くまもとし) 八代市 (やつしろし) 人吉市 (ひとよしし)	9 月 18 日	令和 4 年台風第 14 号に伴う災害により被害を受けるおそれが生じている。

荒尾市 (あらおし) 水俣市 (みなまたし) 玉名市 (たまなし) 山鹿市 (やまがし) 菊池市 (きくちし) 宇土市 (うとし) 上天草市 (かみあまくさし) 宇城市 (うきし) 阿蘇市 (あそし) 天草市 (あまくさし) 合志市 (こうしし) 下益城郡美里町 (しもましきぐんみさとまち) 玉名郡玉東町 (たまなぐんぎよくとうまち) 玉名郡南関町 (たまなぐんなんかんまち) 玉名郡長洲町 (たまなぐんながすまち) 玉名郡和水町 (たまなぐんなごみまち) 菊池郡大津町 (きくちぐんおおづまち) 菊池郡菊陽町 (きくちぐんきくようまち) 阿蘇郡南小国町 (あそぐんみなみおぐにまち) 阿蘇郡小国町 (あそぐんおぐにまち) 阿蘇郡産山村 (あそぐんうぶやまむら) 阿蘇郡高森町 (あそぐんたかもりまち) 阿蘇郡西原村 (あそぐんにしはらむら) 阿蘇郡南阿蘇村 (あそぐんみなみあそむら) 上益城郡御船町 (かみましきぐんみふねまち) 上益城郡嘉島町 (かみましきぐんかしままち)		
--	--	--

上益城郡益城町 (かみましきぐんましきまち) 上益城郡甲佐町 (かみましきぐんこうさまち) 上益城郡山都町 (かみましきぐんやまとちょう) 八代郡氷川町 (やつしろぐんひかわちょう) 葦北郡芦北町 (あしきたぐんあしきたまち) 葦北郡津奈木町 (あしきたぐんつなぎまち) 球磨郡錦町 (くまぐんにしきまち) 球磨郡多良木町 (くまぐんたらぎまち) 球磨郡湯前町 (くまぐんゆのまえまち) 球磨郡水上村 (くまぐんみずかみむら) 球磨郡相良村 (くまぐんさがらむら) 球磨郡五木村 (くまぐんいつきむら) 球磨郡山江村 (くまぐんやまえむら) 球磨郡球磨村 (くまぐんくまむら) 球磨郡あさぎり町 (くまぐんあさぎりちょう) 天草郡苓北町 (あまくさぐんれいほくまち)		
<u>【大分県】</u> <u>大分市</u> (おおいたし) <u>別府市</u> (べっふし) <u>中津市</u> (なかつし) <u>日田市</u> (ひたし) <u>佐伯市</u> (さいきし) <u>臼杵市</u> (うすきし) <u>津久見市</u> (つくみし)	9月18日	令和4年台風第14号に伴う災害により被害を受けるおそれが生じている。

<u>竹田市</u> (たけたし) <u>豊後高田市</u> (ぶんごたかだし) <u>杵築市</u> (きつきし) <u>宇佐市</u> (うさし) <u>豊後大野市</u> (ぶんごおおのし) <u>由布市</u> (ゆふし) <u>国東市</u> (くにさきし) <u>東国東郡姫島村</u> (ひがしくにさきぐんひめしまむら) <u>速見郡日出町</u> (はやみぐんひじまち) <u>玖珠郡九重町</u> (くすぐんこのえまち) <u>玖珠郡玖珠町</u> (くすぐんくすまち) 【宮崎県】 <u>宮崎市</u> (みやざきし) <u>都城市</u> (みやこのじょうし) <u>延岡市</u> (のべおかし) <u>日南市</u> (にちなんし) <u>小林市</u> (こばやしし) <u>日向市</u> (ひゅうがし) <u>串間市</u> (くしまし) <u>西都市</u> (さいとし) <u>えびの市</u> (えびのし) <u>北諸県郡三股町</u> (きたもろかたぐんみまたちょう) <u>西諸県郡高原町</u> (にしもろかたぐんたかはるちょう) <u>東諸県郡国富町</u> (ひがしもろかたぐんくにとみちょう)	9月18日	令和4年台風第14号に伴う災害により被害を受けるおそれが生じている。
--	-------	------------------------------------

東諸県郡綾町 (ひがししろかたぐんあやちょう) 児湯郡高鍋町 (こゆぐんたかなべちょう) 児湯郡新富町 (こゆぐんしんとみちょう) 児湯郡西米良村 (こゆぐんにしめらそん) 児湯郡木城町 (こゆぐんきじょうちょう) 児湯郡川南町 (こゆぐんかわみなみちょう) 児湯郡都農町 (こゆぐんつのちょう) 東臼杵郡門川町 (ひがしうすきぐんかどがわちょう) 東臼杵郡諸塚村 (ひがしうすきぐんもろつかそん) 東臼杵郡椎葉村 (ひがしうすきぐんしいばそん) 東臼杵郡美郷町 (ひがしうすきぐんみさとちょう) 西臼杵郡高千穂町 (にしうすきぐんたかちほちょう) 西臼杵郡日之影町 (にしうすきぐんひのかげちょう) 西臼杵郡五ヶ瀬町 (にしうすきぐんごかせちょう)		
【鹿児島県】 鹿児島市 (かごしまし) 鹿屋市 (かのやし) 枕崎市 (まくらざきし) 阿久根市 (あくねし) 出水市 (いずみし) 指宿市 (いぶすきし) 西之表市 (にしのおもてし) 垂水市 (たるみずし) 薩摩川内市 (さつませんだいし)	9月17日	令和4年台風第14号に伴う災害により被害を受けるおそれが生じている。

日置市 (ひおきし) 曾於市 (そおし) 霧島市 (きりしまし) いちき串木野市 (いちきくしきのし) 南さつま市 (みなみさつまし) 志布志市 (しぶしし) 奄美市 (あまみし) 南九州市 (みなみきゅうしゅうし) 伊佐市 (いさし) 始良市 (あいらし) 鹿児島郡三島村 (かごしまぐんみしまむら) 鹿児島郡十島村 (かごしまぐんとしまむら) 薩摩郡さつま町 (さつまぐんさつまちょう) 出水郡長島町 (いずみぐんながしまちょう) 始良郡湧水町 (あいらぐんゆうすいちょう) 曾於郡大崎町 (そおぐんおおさきちょう) 肝属郡東串良町 (きもつきぐんひがしくしらちょう) 肝属郡錦江町 (きもつきぐんきんこうちょう) 肝属郡南大隅町 (きもつきぐんみなみおおすみちょう) 肝属郡肝付町 (きもつきぐんきもつきちょう) 熊毛郡中種子町 (くまげぐんなかたねちょう) 熊毛郡南種子町 (くまげぐんみなみたねちょう) 熊毛郡屋久島町 (くまげぐんやくしまちょう)		
--	--	--

大島郡大和村 (おおしまぐんやまとそん) 大島郡宇検村 (おおしまぐんうけんそん) 大島郡瀬戸内町 (おおしまぐんせとうちょう) 大島郡龍郷町 (おおしまぐんたつごうちょう) 大島郡喜界町 (おおしまぐんきかいちょう) 大島郡徳之島町 (おおしまぐんとくのしまちょう) 大島郡天城町 (おおしまぐんあまぎちょう) 大島郡伊仙町 (おおしまぐんいせんちょう) 大島郡和泊町 (おおしまぐんわどまりちょう) 大島郡知名町 (おおしまぐんちなちょう) 大島郡与論町 (おおしまぐんよろんちょう)		
--	--	--

2. これまでにとられた措置

・避難所の設置

本件問合せ先
 内閣府政策統括官（防災担当）付
 参事官（被災者生活再建担当）付
 阿部、安東、齋藤、高橋、富田、佐々木
 TEL 03-5253-2111（内線51276）
 03-3503-9394（直通）

災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「**災害救助法**」は、**発災後の応急期における応急救助に対応するための法律**である。

■ 災害が発生した場合の対応



■ 災害が発生するおそれがある場合の対応



1. 制度概要

- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「**法定受託事務**」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において現に救助を必要とする者に行う。（法第2条第2項）
 - ① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
 - ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号）
- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。（法第2条第2項）

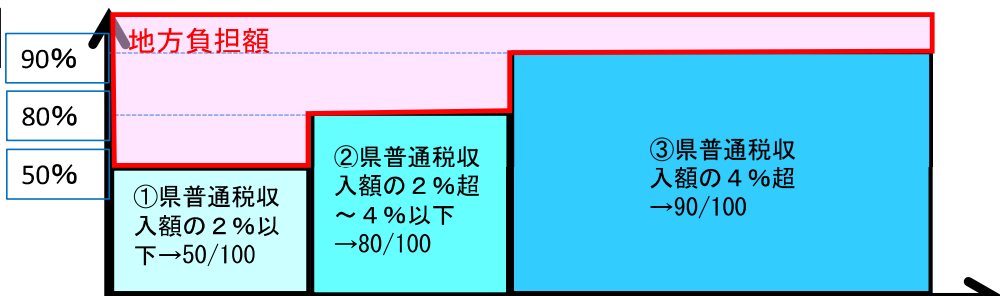
		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 （基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	救助の実施主体 （法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 （法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可 （法13条1項）
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

2. 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 避難所の設置（S22～）	(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～）	(9) 学用品の給与（S22～）
(2) 応急仮設住宅の供与（S28～）	(6) 医療及び助産（S22～）	(10) 埋葬（S22～）
(3) 炊き出しその他による食品の給与（S22～）	(7) 被災者の救出（S28～）	(11) 死体の搜索・処理（S34～）
(4) 飲料水の供給（S28～）	(8) 住宅の応急修理（S28～）	(12) 障害物の除去（S34～）

- **一般基準**：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準**（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。（※平成25年内閣府告示第228号）
- **特別基準**：一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、**内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準**（※）を定めることができる。（※令第3条第2項）

3. 国庫負担



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円